

## 映画や事例から学ぶ - かしこい苦情処理

坂和総合法律事務所 弁護士 坂 和 章 平

### はじめに 自己紹介

- |                 |  |   |
|-----------------|--|---|
| 昭和24年1月26日      | 愛媛県松山市生まれ  | 資料1~5   |
| 昭和46年3月         | 大阪大学法学部を卒業   |   |
| 昭和47年4月         | 26期司法修習生   |   |
| 昭和49年4月         | 大阪弁護士会弁護士登録  |   |
| 昭和54年7月         | 坂和章平法律事務所(現・坂和総合法律事務所)を開設<br>一般民事事件多数。都市計画、まちづくり関係事件多数<br>共済・損保の交通事故の事件を多数処理   |   |
| 平成3年以降          | 大阪大学、愛媛大学、関西学院大学大学院司法研究科<br>(法科大学院)などの大学、各種団体等で都市問題について<br>講義講演など多数<br>近畿交通共済、中国トラック交通共済、日本興亜損害保険の<br>事件多数、交通事故関係の講演多数 |    |
| 平成9年3月          | 『Q&A生命保険生命保険損害保険をめぐる法律と税務』(共著)<br>を出版  |   |
| 平成13(2001)年10月  | 事務所のホームページを開設し、映画評論も公開   |   |
| 平成17年10月        | 『いまさら人に聞けない「交通事故示談」かしこいやり方』を出版   |   |
| 平成14年6月         | 映画評論本『SHOW-HEYSINEMALROOM ~二足のわらじをはきたくて~』を出版<br>『シネマルーム』はパート24まで出版<br>近時は映画評論家としての講演多数                                 |   |
| 平成18年11月        | 大阪地判平成18年11月29日獲得<br>(判タ1237号304頁)   |   |
| 平成19年10月        | 北京電影学院にて特別講義   |   |
| 平成19年11月9日~     | 大阪日日新聞にて   |   |
| 平成21年12月26日まで連載 | 「弁護士坂和章平のLAW DE SHOW」<br>を毎週金曜日(平成20年4月から土曜日)  |   |
| 平成21年7月         | 中国で『取景中国』出版。4月から中国語を勉強中  |  |
| 平成22年3月         | 『名作映画から学ぶ裁判員制度』を出版   |   |
| 平成22年8月現在       | 『名作映画から学ぶ生き方(仮題)』を出版準備中<br>弁護士業と映画評論家業の二足のわらじを履いて奮闘中   |   |

## 第1章 総論(哲学論)

### 第1 (共済組合の担当者として)交渉をするにあたっての心得

#### 損害保険会社の仕事とは?

保険料を徴収する。

契約者が事故を起こせば【法律】に従い、【被害者】に対して【契約者=加害者】が支払うべき【適正】な額の【賠償金】を支払う。

強いものにはたくさん支払い、弱いものには支払わないというのはダメ!

**心得1** たくさんある事故処理のうちの1つだとして事務的に流さない。

ほったらかしは厳禁!

保険屋に電話しても電話してこない。

保険屋から何も連絡がないということのないように!

**心得2** 紳士的な態度で接し、威圧感を与えない。被害者は賠償問題の処理については知らない

のが当然という前提にたつて、必要な資料などをイチから丁寧に説明する。治療や仮払いの打ち切りの通知のタイミング・伝え方を工夫する。

誠意を尽くす。口調は丁寧、物腰はやわらかく、を心がける。

**心得3** 示談案の提案などは誤解を避け、かつテーマをはっきりさせるためにも書面で行い、その根拠となる資料もコピーを渡すようにする。

相手方が第三者に相談しやすいようにする。

説明をきちんと受けなかったとして、示談の無効または取消の主張をされる可能性もあり。

こちらから送った資料は必ず控えを残す。相手からもらった資料はいつ受領したかメモする。

**心得4** 過大な要求をされた場合は「できない」とはっきりと答え、期待をもたせるようなあいまいな対応はしない。

誠意は尽くすが、無理を言う相手には毅然とした態度で。

**心得5** 加害者（契約者）には自分が当事者であることを認識させる。

情報を共有、事故状況の説明などの協力、普通の相手の場合はお見舞いを指示

## 第2 保険（自賠責保険・任意保険）の役割

### 1 交通事故処理の特徴

だれもが交通事故の加害者にも、被害者にもなりうる（代替性）くるま社会の中で保険（自賠責保険・任意保険）の担う役割は重要 しかし任意保険の内容は複雑で一般人には理解しにくい。

### 2 保険のむずかしさ

#### (1) 自賠責保険と任意保険

- ・自賠責保険の意義 - 被害者救済
- ・任意保険の意義 - 自賠責保険の上乗せ
- ・過失の判断の違い
- ・消滅時効の期間の違い
- ・慰謝料等基準の違い（自賠責保険 < 任意保険 < 裁判所）

#### (2) 任意保険の種類が多様さ

保険名	カバーされる損害
対人賠償保険	他人の人身損害の賠償
対物賠償保険	他人の財物の物的損害の賠償
車両保険	自分の車の損害を補填
搭乗者傷害保険	保険契約をした車に搭乗中の人（運転手含む）の人身損害の賠償
自損事故保険	被保険者の単独事故の場合の人身損害を補填
無保険車傷害保険	契約車に乗っている人が、任意保険無加入、加入していても保険金がない、保険限度額が損害額を下回る、ひき逃げなど加害者がわからない、車との事故により人身損害が生じた場合の損害を補填
人身傷害補償保険	契約者とその家族が契約車もしくは他の車に搭乗中、または歩行中に事故に遭い、人身被害が発生したときは過失の大小に関係なく、保険金額を限度に100%損害を填補

#### (3) 1996年、保険の自由化

保険会社の統廃合、外資系保険会社の進出、新商品の販売、保険料率の自由化 - 日本の護送船団方式の問題点が露呈、保険金不払い問題噴出

#### (4) 保険会社担当者の能力

- 一般的な教育レベルの低下、とりわけ国語力の低下
- コミュニケーション能力、交渉能力の低下
- 画一的処理、本部稟議の弊害

### 3 任意保険と自動車共済の異同

	共 済	保 険
加入者の範囲と条件	条件を満たし、出資金を払って組合員となることにより、共済商品の利用ができる。	不特定多数
目 的	組合員の文化的、経済的向上を目的とし、その行う事業は組合員への最大奉仕を目的とするなど。非営利。	保険契約に基づき、経済的合理性のもとに保障を行う事業

昭和47年、運輸大臣の認可を得て、全国トラック交通共済協同組合連合会（交共連）設立  
 - 15のトラック交通共済協同組合が会員  
 目的 トラック運送事業者と一緒に自動車事故の防止に努める。  
 事故が起きた場合には迅速かつ公正な被害者救済を目的とする組織  
 平成13年3月28日 国土交通大臣の認可を受け、自動車損害賠償責任共済事業に参入

#### 4 この問題提起をどう考える

（二木雄策著『交通死』（岩波新書・1997年）より）

資料2

- (1) 生命に値段をつけるのは悪か？
- (2) 任意保険の示談代行は悪か？
- (3) 弁護士に対するイメージ（正義の味方、弱者の味方）の弊害

## 第2章 各論（具体論）

### 第1（担当者として）磨いて欲しい能力

#### 1 聞き取り力

当事者の氏名・住所・電話番号、担当の警察署、事故状況、目撃者の有無、損害の程度、双方の言い分など基本データを正確に聞き取り、メモをとる。

相手方との交渉（特に後日もめそうな場合）は話の内容をまとめず、できるだけ、言葉のとおりメモをする。

俺は毎月500万円稼ぐから、休業損害は月額500万円払ってや。うちの若いもんには血の気の多い奴おるしな～。

休業損害として月額500万円の要求あり。 x

#### 2 争点整理能力

争点として考えられる主なもの

過失割合

事故との因果関係の有無

治療・休業の必要性

既往症の有無、万円の取引がダメになった など

損害額

人損) 事故前の収入

後遺障害の有無・その期間・喪失率

物損) 全損か分損か

レンタカーの必要性

休車損害

格落ち損害

#### 3 資料収集・整理能力

##### (1) 基本的な資料の収集

事故の発生を確認 事故証明書の取り付け（人身事故の届出okか？）

被害者の確認

人損は被害者本人（未成年者の場合は親権者）

死亡事故の場合は相続人

戸籍謄本の取り付け・チェック

物損はその物の所有者（車の場合は車検証を確認。名義と所有者が異なる場合は車検証上の所有者・使用者の署名捺印ももらう必要あり）

加害者の確認

- 人損 加害運転手本人（民法709条）  
車両の保有者（自賠法3条）  
業務中の事故の場合、使用者（民法715条）
- 物損 加害運転手本人（民法709条）  
業務中の事故の場合、使用者（民法715条）

(2) 争点に応じた資料の収集

過失 運転手からの聞き取り・リサーチ・**刑事記録（実況見分調書）**の取り寄せ  
刑事記録（実況見分調書）は被疑者の刑事処分が決まるまでは取り寄せ不可。  
よって、運転手・相手からの聞き取りをする。図面の書き方指導。  
運転手には警察・検察庁から呼出しがあれば必ず報告するよう指示し、当日説明した内容を忘れないうちにメモにするよう指示する。

共同不法行為者の有無

(人損)

治療の必要性 **診断書・診療報酬明細書**

相手方からの聞き取り、病状照会、リサーチ、カルテ取り寄せ  
**病状照会の同意書の取得**

事故前の収入の信憑性 **休業損害証明書・源泉・確定申告・その他立証資料の提出を促す。**相手方からの聞き取り。場合によれば、リサーチ

後遺障害の有無 **後遺障害診断書・事前認定（被害者請求）の結果**  
就労への影響の程度 など

(物損)

時価額 **鑑定書**、中古車市場価格

営業損害 売上・経費の資料、代替の可否 など

(3) 提出された資料の整理力

- ・何が必要（大事）で、何が不要（大事）でないかを見極める。
- ・インデックス、付箋などの活用  
資料の1枚目にその資料はどのようなものかをまとめたメモをつけるなど工夫する。
- ・法則性をもたせて整理する。

資料をきちんと整理することにより

自分の理解の程度が確認できる。

治療打ち切り、休損打ち切り時期を見落とさない。

相手方、病院、修理会社などからもらうべき資料のチェック・提出がないものについて督促ができる。

#### 4 記録の整理具体例

A) A方式（紐で綴じるタイプ）

交渉記録（右綴じで前から後ろへ発送した手紙、聞き取りメモ等を綴じていく）

聞き取りメモは原則手書き。相手に発送する手紙はパソコンで入力

坂和が出した文書は青いインデックス

相手からきた文書は赤いインデックス

保険会社からもらった交渉経緯等の記録綴り

その他資料

訴訟になれば ~ に加えて

裁判の書面綴り

原告が出した書面は青いインデックス

被告が出した書面は赤いインデックス

書証（証拠の書類・甲号証、乙号証）綴り

B) B方式（紐で綴じるタイプ）

人損の原票 交渉メモはパソコン入力

交渉メモ・事故証明・事故状況・診断書・レセプト・休業損害・その他の損害・既払・事故速報の順で綴じてある。

物損の原票 交渉メモはパソコン入力

交渉メモ・事故証明・事故状況・修理見積・レンタカー・その他の損害・事故速報の

順で綴じてある。

C) C方式(定型のファイルに綴じていくタイプ)

人損のファイル ファイルの左側に契約内容の確認及び査定経緯・自賠責保険関係・請求意思、事故の事実、損害賠償責任の関係の確認

ファイルの右側に治療関係・看護料関係・休損、逸失利益関係・通院費、葬儀費関係、その他領収証・初動関係の順に綴じるようになっている。

物損のファイル

D) デタラメ方式

書類が表むいたり裏向いたり上下逆だったりする。

休業損害証明書は?と聞くと、もっている書類を1枚ずつめくって探さなければならない。

いつもらった資料なのかも全然わからない。

交渉のメモも書けてない。

#### 4 判断力

見通しをつける。

担当者レベルで解決困難な案件について弁護士に移管するタイミングを見極める。

当事者が多い(共同不法行為者間の過失の問題複雑)。

事故状況について言い分がまったく異なる。

相手が明らかに過大要求・契約者のところに乗り込んできた。

運転手が念書を書かされた。

相手は事故慣れしている。

重傷・損害額大・裁判の見込み大。

早い段階で弁護士に相談・委任

#### 5 交渉力・人間力

示談=人と人の交渉

普段から人間に興味をもって観察する。

## 第2 リサーチ、科学鑑定、パソコンの活用は?

### 1 リサーチを上手に使おう!

(1) リサーチを依頼する場面

相手にも過失がある場合、双方が青信号主張をしている場合など言い分が食い違う場合  
治療の必要性・休業の必要性について疑問がある場合

事故前の収入について疑問がある場合

(2) 時期を逃さない。調査に必要な同意書の取り付けは速やかに行う。

万一相手が同意しない場合は、事故との因果関係、必要性があると認定できない  
限り損害を請求されても認められない旨通知する必要あり。

(3) 費用対効果を考える。

(4) リサーチ会社への情報の提供、調査経過について確認を密にとる。

保険の担当者はリサーチに事故状況と損害の調査を依頼したと主張(口頭で依頼したのみ。通常は依頼書を交付)

リサーチ会社は損害の調査の依頼は受けたが、事故状況については正式に受けてないと主張

(5) リサーチの結果に振り回されない。

### 2 科学鑑定

資料3

(1) その必要性

・死亡事故など運転手が死亡している場合、衝突速度、衝突角度など本人からの聞き取りができない。

・車両の損傷状況や部品の散乱の仕方、現場のスリップ痕などをみても素人では判断不能。

(2) 科学鑑定依頼の問題点

・費用が高額

・事故から時間が経過している場合は車両そのものや現場のスリップ痕などはなく刑事記録等で判断 どこまで正確?

### 3 交渉メモは手書きか？パソコン入力か？

近時、パソコン入力が主流

#### (1) パソコン入力の長所

- ・読みやすい。
- ・万一、記録を紛失してもデータとして保存しているので再現可能。
- ・入力しながら頭の中で内容を整理ができる。

#### (2) パソコン入力の短所

- ・パソコンの操作が不得意な人には負担。
- ・その場で作成しないため入力漏れの可能性あり。
- ・聞き取り等したあとに入力するため二度手間。聞き取りをした時にメモをとってなければ内容を忘れる。
- ・箇条書きになりがち。臨場感、その時のニュアンスが伝わりにくい。
- ・事故状況などは図示した方がわかりやすい時もあるが、それは困難または手間がかかる。

## 第3 示談交渉の大変さ(『いまさら人に聞けない「交通事故示談」かしこいやり方』参照)

### 1 その1 加害者として注意すべきこと

加害者側は反省とお詫びの気持ちを忘れずに説明は丁寧に

お詫びの気持ちを伝える

事故慣れしているタイプや被害者の過失が大きいときは

専門家等に相談

印鑑は押すべからず

### 2 その2 被害者が注意すべきこと(29~30頁)

知識があり自分が信頼できる人に相談する

最後は自分で決断する

示談と裁判はどちらが得かよく考えよう

短気は損気

加害者に無理強いを避ける

### 3 争いになった場合の事実認定の大変さ

#### (1) 過失割合の判定(107~110頁)

事故の再現 - 速度、指示器を出した地点など当事者本人ですら正確なところはわからない。

(確認の方法)

- ・裁判において当事者本人を尋問する中で信憑性をみる方法
  - ・実況見分調書もいい加減なものはあるが、客観的資料として威力あり
  - ・供述調書 - 不起訴となった場合は取り寄せ不能
- (教訓)・記憶の鮮明なうちにメモをとること
- ・現場保存、写真撮影、信号周期の確認など

\* 2008年11月9日付法務省通達 2008年12月1日施行の被害者参加制度の対象となる重大事件に関し、不起訴処分となった事件についても被害者や遺族らに実況見分調書などの閲覧を認める運用開始

#### (2) 治療の必要性、因果関係(既往症・私病の影響)

神経的な痛みなど、被害者(患者)の主観によるもの。 - 治療の必要性？

(確認の方法)

- ・早い段階から治療費打ち切り通知
  - ・交渉段階で担当医師に病状の照会、裁判において担当医師の尋問
  - ・カルテ、レントゲン写真の取り寄せ
  - ・後遺障害の等級認定
- (教訓)・治療状況等をまめにチェック
- ・治療打ち切りの意思表示を明確に

#### (3) 収入の立証(54~58頁、68~69頁、85~88頁)

会社役員の場合・過少申告の場合

逸失利益 - 後遺障害・死亡

(確認の方法)

- ・裁判において当事者本人を尋問する中で信憑性をみる方法
- ・平均賃金、賃金センサス

#### <被害者の主張 ベスト3(?)>

- 1 「人に当てといてすいませんの一言もないし、会社からは一回も連絡もない。」
- 2 「怪我が治るまでしっかり治療して下さい」「治療費払います」と(運転手・会社の担当者が)言った。
- 3 「弁護士に頼んだったらまいちゃうで」

例えば・・・

年収1億円のS弁護士(58歳)を死亡させた場合の逸失利益は・・・

1億円×8.306(11年ライフニッツ係数)  
×(1-0.3)=約5億8,142万円  
弁護士は死ぬまでできると主張し、認められれば、さらにUP!!

## 第4 交通事故が発生した場合の対応

(『いまさら人に聞けない「交通事故示談」かしこいやり方』参照)

### 1 一般的法知識

- (1) 加害者 民事 運転手(民法709条) 雇用主(民法715条) 車の保有者(人損のみ)(自賠法3条)  
刑事(不起訴・罰金・正式裁判)  
行政(免許停止、免許取消など)
- (2) 被害者 本人、本人死亡の場合は相続人、物損の場合は物の所有者

### 2 具体的処理

#### (1) 運転手がすべきこと

- ・事故現場 - 被害者の救護 安全な場所へ退避 110番 119番へ連絡  
会社へ報告 「責任をもって弁償します」などの念書は書かない!
- ・事故状況(図面+説明) 警察の事情聴取等メモ(できるだけ正確に)
- ・会社や保険会社の担当者と打合せの上、被害者へのお見舞い

#### (2) 会社がすべきこと

- ・運転手から事情聴取
- ・任意保険会社に事故報告
- ・保険会社の担当者と打合せの上、被害者へのお見舞い

#### (3) 賠償の流れ(示談代行付任意保険加入の場合)

保険契約者 保険会社へ事故報告 保険会社担当者から被害者へ連絡

- ・人身損害については、事故によるケガの治癒もしくは症状固定をまって最終示談の話し合い  
被害者に損害関係の資料の提出を求め、その信憑性を確認、治療・休業の必要性チェック
- ・物的損害については、事故後すみやかに示談の話し合い  
争点が多い、過大請求であるなどの場合は速やかに弁護士に依頼  
(示談代行付の保険の場合は弁護士費用も保険会社が負担する。但し、相手にも過失があり、契約者の損害を請求するための弁護士費用は自己負担)

### 3 交通事故損害賠償請求の法的論点あれこれ

- (1) 人損
- 過失相殺・・・運転手からの聴き取り、警察の調べ・検事調べ時の指導の徹底
  - 因果関係・・・交通事故によるものか、私病か?
  - 治療の必要性
  - 休業損害・・・過少申告の自営業者、税金の申告をしていない日雇労働者など争い多い
  - 後遺障害・・・後遺障害等級(1~14級)に該当する後遺障害か?
  - 逸失利益・・・後遺障害 = 収入 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 × 労働能力喪失率  
死亡 = 収入 × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数 × (1 - 生活費控除)  
中間利息控除5%妥当(H17.6.14 最高裁判決)
  - ・2008年10月27日岡山地裁倉敷支部判決
    - ・・・性同一性障害の被害者(戸籍上は女性だが、事故前から男性ホルモンの投与を受け、普段は男性として生活していた)の被害者について高卒男子の平均賃金をもとに逸失利益を算出
  - 慰謝料・・・傷害(入通院)慰謝料・後遺障害慰謝料・死亡慰謝料  
裁判所の認定額高額化の兆し(従前は上限3,000万円)  
H15.7月東京地裁は、飲酒運転の大型トラックに追突された乗用車が炎上、女兒2人が焼死した事故について女兒1人あたり金3,400万円の死亡慰謝料を認定。(通常の1.5倍)・・・東名高速飲酒運転事故
- (2) 物損
- 修理代・経済全損
  - 代車料・休車損害
  - 格落ち損害

#### 交渉のタイミング

- 事故後速やかに示談成立に向けた作業と話し合いに入る
- もめる、もめないの判断基準例は?
- 加害者側は損害の認定額を算定し被害者に提示する
- 被害者にレンタカーを提供しているときは?

質問	答え
時価額は	時価は修理代より安いですが、時価額では代わりの車は買えない。修理するのは当然だ。
修理内容	事故前と全く同じ状態に修理するのが当然だ。
塗装	損傷の部分だけの塗装では逆に目立ってかっこ悪い。当然全塗装をしる。
代車の車種	被害車両と同じ車を代車として提供するのは当然だ。
代車提供期間	すぐに代車をもってこい。そしてきちんと修理が終わるまで代車を提供するのは当然だ。
格落ち損害(1)	下取りに出す時に事故車ということで値が下がる。当然その分は加害者に支払ってもらう。
格落ち損害(2)	半年前に買ったばかりの新車を当てられて縁起悪い。新車を賠償するのが当然だ。

## 第5 弁護士活用術

### 1 弁護士のイメージは？

「弁護士」のイメージは？ - えらい人、すごい人、こわい人、  
法律のことは何でも知ってる人、裁判する人  
相手方に弁護士がついた場合でも恐れる必要なし。  
弁護士も交通事故の処理にたけた人もいれば、知らない人もいる。  
「弁護士」という肩書だけで恐れないこと！

### 2 弁護士のタイプ別分類

- (1) 書き弁 VS しゃべり弁
- (2) 依頼者迎合型 VS 依頼者教育型

### 3 弁護士をうまく利用しよう！

- (1) わからない、困ったことがあれば迷わず、相談する。  
先のばしは問題を大きくするだけ！
- (2) 弁護士に依頼する ポイントをつかむ。資料の整理・コピー  
口頭+書面で説明(理解できていなければ説明はできない。)
- (3) 弁護士が対応中 動きがあれば弁護士にできるだけ書面で報告する(情報の共有化)  
**記録** という概念が大切！！

### 4 弁護士が出す書類のサンプル

受任通知(内容証明)  
病状照会  
打ち切り通知  
示談案  
示談書

### 5 坂和弁護士の自慢判例

阿倍野再開発訴訟の画期的意義

- [一審] 大阪地判昭和61年3月26日判時1215号25頁
- [控訴審] 大阪高判昭和63年6月24日判時1283号21頁
- [上告審] 最判平成4年11月26日判例地方自治108号59頁  
保険金請求事件

大阪地判平成18年11月29日

判タ1237号304頁

資料4



# 第6 ザ 交通事故の現場と論点

## 1 論点いろいろ

『ザ・交通事故』(別冊宝島編集部編)より

ザ・交通事故 \* 目次

「NITROGLICERIN」がモノになる「これだけの理由」……

PART 1 クラッシュもし交通事故を起したら

車内事故 車体の傷はツソをつかない  
実況見分調書を疑え! イシタビユイ・華成▼梅屋三雄 14

人身事故 「命の値段」の決め方とは?  
交通事故の賠償の基本は金銭です! 増田昌文 26

物損事故 保険会社にはいくら請求できるか 取村・構成▼平岡三雄 50

PART 2 ギルティ 加害者という異い目

加害の罪をせられた交通事故加害者  
冤罪証明 春日和夫 64

告白! 私が交通事故で失ったもの  
男木はじめ 88

「免許取り直し」難題  
過ちは忘れるものです 梅田一博 109

PART 3 サクリファイス 被害者は救済されない

悪工は積善歩道を道端口に事故に導いた!  
捏造された自撃証言 梅屋三雄 132

「死人に口なし」という白痴者の愚行  
飲酒ひき逃げしても過失ゼロ!? 梅屋三雄 150

検閲被害を負った被害者の家族のひとりとして 取村・構成▼梅屋三雄 168

PART 4 障害者になってもお金を出せません

マネーゲーム 交通事故ビジネスの裏側 大和道相 184

保険料算定の  
カウクリ カネを払ったとたん、ムチ打ちは治る?  
増田昌文 200

交通事故被害の  
ホンネ 恨まれても、非難されても  
大和道相 212

タクシイの  
金を払わないのが原則です  
大保博司 227

出たり入る  
金を払わないのが原則です  
平本和広 244

交通事故しのぎ  
当たり勝る  
夏原武 264

示談の相場  
良い示談屋、悪い示談屋  
小土屋達雄  
取村・構成▼高橋繁行 277

捜査OJの回想記  
陽の当たらない損保調査部  
平岡三雄 297

PART 5 トラブル 交通事故加害者の世界

事故現場を巡視する工学鑑定  
ウソの証言は必ず暴かれる イシタビユイ・華成▼長岡いなな 316

FBI科学捜査を応用した化学鑑定  
小さな破片から分かる真実  
取村・構成▼高橋繁行 341

人間士による新たな事故分析  
「事故不注意論」の妄信  
取村・構成▼梅屋三雄  
梅田三雄 374

## 2 『実録(?) ザ・交通事故 イン 坂和総合法律事務所』

- (1)「だから言ったのに・・・」(欲張る乞食はもらいが少ない)  
・・・判決が交渉時の提示額以下だなんて・・・。
- (2)「大根役者じゃ金はとれません」(仮病はダメ)  
・・・仮払いに応じない腹いせ(?)に、「しんどい」と床に寝ころがり  
「救急車を呼んでくれ」と叫ぶ被害者。これに対して坂和弁護士は・・・。
- (3)「冷たいのが好き?」(突き放しのタイミング)  
・・・100万より110万、110万より150万、人間の欲はつきないもの。  
最終示談にあたっては一定の幅はあるが、「これ以上はNO」とはっきり言う必要あり。
- (4)「愛は金よりも・・・」(交通事故の二次被害)  
・・・愛する人が植物人間に!被害者は本人だけではなく家族らにも。離婚問題、相続問題に発展することも・・・。
- (5)「正義は勝つ!」(クレームになんて負けません)  
・・・「親会社に言うぞ」「陸運局に訴える」「弁護士会に訴えてやる」に屈してはいけません。正しい処理をしていけば問題はありません。
- (6)「普通のネクラが一番こわい・・・?」(最近の被害者の傾向)  
・・・ヤクザは意外に思い切りがいい?普通のネクラなタイプはネチネチと・・・。
- (7)「子供じゃないんだから」(立証責任・被害者感情)  
・・・損害の立証責任は被害者にあり。
- (8)「豚もおだてりゃ・・・」(交渉力の大切さ)  
・・・慰謝料には幅があるもの。こわい、きつい(?)弁護士も人の子。うま～く交渉すれば「もう一声」もあるかも。
- (9)「当事者は臨場感のある報告を」(正確な報告の大切さ)  
・・・事故状況、交渉経緯は当事者しかわからないもの。それをいかに保険会社の担当者や弁護士に伝えるかが大切。  
「金持ってこい。持ってこんかったら、知り合いようけおるし、夜道は気をつけや」と言われた。  
×「すぐお金をもってこい」と言われた。

### (参考)性同一性障害者の逸失利益～朝日新聞(2009.2.4)より

自転車で横断中乗用車にはねられ、高次脳機能障害と診断を受けた戸籍上は女性だが、男性として生活する性同一性障害者の逸失利益の計算において、岡山地裁倉敷支部は男性労働者の平均賃金を基準にして算定。(岡山地裁倉敷支部平成20年10月27日判決)

### (参考)「男は顔じゃない!」は過去のものに? シネマ24 コラムより 資料5

顔に著しい傷が残った際の労災補償で、女性に高い障害等級を認めるのは違憲だとして国に障害補償給付処分の取り消しを求めた訴訟で、京都地裁が「合理的な理由なく性別による差別的扱いをしており、憲法14条違反」と判決を下した。(平成22年5月27日判決)

2010年6月10日、国が控訴を見送ったため、障害等級が見直されることになったが・・・。

### 第3章 各論その2 (事例から学ぼう！)

#### 第1 事例1

##### 1 メモをとってみよう！

契約者から事故報告の一報あり。今から読みあげる内容をメモして下さい。

中国運送の事故担当の山田です。  
今日の午後1時頃に、広島市西区南観音の交差点でうちのトラックが右折の乗用車と衝突して、うちの車はその衝撃で防護柵にあたって道路沿いの倉庫にぶつかって横転して炎上して、運転手は広島市民病院に搬送されましたけど即死みたいです。  
乗用車の運転手は右折の矢印がでて右折した言うてみたいですけど、詳しいことはまだわかりません。  
運転手がつっこんだ倉庫には車が何台か停まってたみたいで、何千万とかえらい損害になりそうですね。今から現場に行こうと思いますけど、どないしたらよろしい？

##### 2 あなたならどうする？

(1) キーワードは？ (争点探し)

- ・信号のある交差点、当方直進、相手右折矢印で右折

別冊判タN O16 [60][61][62][63][64][65][66]

乗用車の運転手(B)のいうとおり事故状況であればその過失割合は？

[中国運送(A) 100% : B 0%][66]の図

- ・損害総額

(2) 相談者(中国運送 事故担当の山田)への質問は？

- ・現場の状況は？警察の現場検証は？(A死亡。死人に口なし)目撃者の有無
- ・Aのトラックの損傷の程度(タコメーターの有無)
- ・Bのケガは？Bの保険は？
- ・倉庫の損害の程度(A・B以外のケガ人の有無。倉庫内に物はなかったか?)  
など

(3) 電話をきったあとの作業は？

- ・中国運送加入の保険の限度額(限度額オーバーの可能性の有無)確認
- ・事故状況の確認(リサーチ依頼)
- ・損害確認(リサーチ依頼)
- ・Bに通知(過失相殺あり。具体的な過失は刑事処分の結果を待つ。Bの保険の有無。ある場合は保険会社と内容確認。第三者の損害についての窓口どうするか。こちらが窓口になった場合は求償することの通知)
- ・倉庫等第三者に通知(保険の有無、ある場合は保険会社と内容確認。損害資料依頼)  
早い段階で弁護士に相談し依頼すべき。

(4) 倉庫の所有者(倉田さん)から12月10日、次のような電話があり。あなたならどのように対応する？

倉田) 12月2日の事故で倉庫を燃やされた倉田やけど、手紙はもらったけど電話なしどうなってんのかな？

運転手死亡してて事故状況の確認ができない。警察の調べもこれから。こちらの運転手に過失があった場合は当然適正な賠償はするが、現時点でまだわからない。

倉田) 倉庫の中はぐちゃぐちゃやし、かたづけどうなの？

倉田さんの方でやってもらって損害として請求してもらえない。損害の確認はこちらからリサーチの担当者を行かせるので協力をお願いします。

倉田) うち何も悪くないのにうちが片づけすんの？俺らの片づけの作業賃も払ってもらわな。

認められるかどうかはわからないが、この事故による損害だと主張するのであればまずは資料を出して下さい。

倉田) 倉庫の柱、傾いてるし、ほっといたら倒壊するかもしれへんから倒れんように補

強するから。やってええね？

応急修理はやってもらうより仕方がないが、修理の内容はリサーチが確認する。過失の問題もあるし、現時点でこちらが全額払うとはいえない。

## 第2 事例2

- 1 これからテープを流します。実際に対応してみてください。

被害者中国花子さん(ホステス)は青信号で横断していたところ、赤信号無視の車両にはねられ、入院中。3日前に休業損害証明書の提出はあったが、源泉なく信憑性疑問あり。休業損害が入金にならないという電話です。

もしも、中国花子やけど。まだ入金ないけど、どうなってんの？あんたが出せと言うた休業損害証明書も出したよね。入院して動かれへんから、友達に頼んでお店に取りにいってもらって、言われるとおり出したのに。 / 何が気に入らんのか？働いてたのはまちがいないし、ママとかお客さんに聞いてくれたらええやん。他にいるもんあったら言うてくれた準備する。 / 私、被害者やで。なんで大怪我させられて仕事もでけへんようになって金も払ってもらわれへんの？ / 資料出しても電話一本よこさんと。こっちから何で連絡せなあかんの？この電話代も払ってよ。 /

あんた自分が私やったらどうなんよ。怒らんか？ / もうあんたじゃあかんわ。運転手にいっわ。

- 2 対応すべき論点は？

証明さえ出ればいいというものではない。

被害者に立証責任がある。中国さんにどんな損害が生じたかはわからない。こちらが具体的にこれを出してといえる立場ではない。

被害者だから適正な賠償をする。

内容を検討しているところ。すぐには回答できない。事故による損害であること、適正な損害額であればそれは払う。

私は中国さんじゃないから私がどうかと聞かれても回答できない。

運転手に連絡しても運転手はわからない。保険入っている。私が窓口なので私と相談することになるので、私と話して下さい。それでも連絡するようなら契約者と相談して弁護士さんに依頼することになる。

## 第3 事例3

- 1 これからテープを流します。実際に対応してみてください。

被害者中国花子さん(学生)は信号待ちで停まっていたところ追突され車は全損(時価額30万円、修理代55万円)になりました。車が欲しくてアルバイトしてようやく貯まったお金で半年前に50万円で中古車を購入したところでした。時価額の賠償になると手紙を送ったところ、怒りの電話がかかってきました。

もしも、中国花子です。手紙届きましたけど、30万って何？ 私、半年前に50万で買ってん。何で30万なん？勝手にあたってきて、何で私が損せなあかんの？ /

お金じゃなくて、車もってきて。修理してくれてもいいし、同じ車もってきてくれてもええから。 / 車もってきてくれるまでレンタカーは使うから。 / ちゃんとやってくれへんかったら監督官庁に相談にいっわ。

- 2 対応すべき論点は？

残念ながら得はない。修理代が時価額を上回った場合は時価額の賠償になる。

残念ながら同じ車を用意することも修理することもできません。金銭での賠償になる。

レンタカーの提供は実質の買替相当期間。裁判になっても解決までは認められない。

月 日までに返還しろ。返還がない場合は契約者と相談して弁護士に依頼することになる。

る。  
中国さんがするというをやめるとはいえないので、監督官庁から何らかの連絡があればしるべき対応をする。ただ監督官庁から指導を受けるようなことはしていない。適正な処理をしていると考えています。

## 第4章 厳罰化を考える

### 第1 近時のキーワードは厳罰化

交通事故の増加の歯止めとして厳罰化は有効か？

c f : 反対論 (高山俊吉弁護士・交通法科学研究会事務局長) あり

資料6

### 第2 厳罰化をキーワードとした近時の流れ (法改正)

(1) 平成13年11月28日 改正刑法成立 (危険運転致死傷罪新設 罰則強化)

(2) 平成13(2001)年12月25日 危険運転致死傷罪 (刑法208条の2) 施行

a アルコールまたは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で

b 進行を制御することが困難な高速度で、またはその進行を制御する技能を有しないで

c 人または車の進行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人または車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で

d 赤色信号またはこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ重大な交通の危険を生じさせる速度で

四輪以上の自動車を走行させ、よって、

人を負傷させた者は15年以下の懲役 (H16.12.末までは10年 注1)

人を死亡させた者は1年以上の有期懲役 (= 20年以下)

(最大20年 H16.12.末までは15年 注1) に処する。

(注1) H16刑法改正 (H17.1.1 施行)

(3) 平成14年6月1日 改正道路交通法施行 (飲酒運転の罰金アップ)

酒気帯び運転 5万以下 30万以下

飲酒運転 10万以下 50万以下

酒気帯びの取締基準 呼気1中、0.25 mm / ㍉<sup>3</sup> 0.15 mm / ㍉<sup>3</sup>

(4) 平成16年6月3日 改正道路交通法が成立

(H16.11.1 施行) 運転中の携帯電話使用

交通の危機を生じさせた場合、3ヵ月以下の懲役または罰金5万円以下

これに加え、運転中に携帯電話を使用した場合罰金5万円以下を新設

飲酒運転検知拒否 罰金5万円以下 罰金30万円以下

集団暴走行為自体が禁止 2年以下の懲役または50万円以下の罰金

取締制度など

(H18.6.1 施行) 違法駐車対策 (放置車両に係る使用者責任の拡充・民間委託)

(H19.6.2 施行) 中型自動車・中型免許の新設

(5) 平成19年5月 刑法の一部改正 (6月12日施行)

自動車運転過失致死傷罪の新設

刑法211条2項

「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、

7年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金に処する。

ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる」

最高懲役5年 7年 (逮捕監禁罪や未成年者略取誘拐罪などと同じ)

危険運転致死傷罪 (20年) 故意に危険な運転をした者

自動車運転過失致死傷罪 (7年) 脇見、速度超過などでも該当しうる

危険運転致死傷罪の改正

4輪以上の自動車 自動車 (自動二輪、原付も含まれる)

(6) 平成19年9月19日 改正道路交通法施行

酒気帯び・酒酔い運転とひき逃げの罰則 上限を現行の約2倍

運転者と一緒に酒を飲んだ同乗者や運転者に酒や車を提供した人

への罰則規定新設

c f)

刑法211条1項

(業務上過失致死傷等)

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は5年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も同様とする。

c f)

刑法211条1項

(業務上過失致死傷等)

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は5年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も同様とする。

- (7) 平成 20 年 6 月 1 日 改正道路交通法施行  
 ・後部座席のシートベルト着用義務化  
 ・もみじマーク（75歳以上の高齢者の運転）表示の義務化  
 ・自転車の交通ルールの変更
- (8) 平成 21 年 6 月 1 日 道路交通法施行令改正

		現 行		改正後	
酒気帯び 運転	呼気1 中0.25 mg以 上	免許停止 90日		免許取消	
	呼気1 中0.15 ~ 0.25 mg未滿	免許停止 30日		免許停止90日 人身事故を伴うと免許取消	
危険運転致死		欠 格 期 間	5年	8年	ひき逃げを 伴うと10年
危険運転致傷				5~7年	
酒酔い事故			2~5年	3~7年	

### 第3 厳罰化の定着とその効果

- (1) 平成 14 年 1 月 9 日 H13.12.26 発生の三重県鈴鹿市での死亡事故（猛スピードで車数台を追い越し、信号無視でワゴン車につっこみ1人死亡、2人重傷）に初の危険運転致死傷罪適用し加害者逮捕
- (2) 平成 15 年 10 月 6 日 千葉地裁松戸支部はH14.12月、千葉県松戸市での飲酒運転による5人死亡事故（危険運転致死傷罪）に最高刑の懲役15年言渡
- (3) 平成 19 年 6 月 12 日 羽曳野市でオートバイと衝突事故を起こしそのまま逃げた男に対して自動車運転過失致死傷罪施行初日に適用
- (4) 平成 19 年 6 月 12 日 酒気帯び運転で事故を起こしたとして道路交通法違反と業務上過失致死傷罪に問われた男に対し、検察側が推計算したアルコール濃度は信用性に疑問があるとして酒気帯びについて無罪判決言渡（大阪地裁）
- (5) 平成 20 年 9 月 19 日 飲酒運転のRVが高校生らの列に突っ込み、3人死亡、15人が重軽傷を負った事故で同乗者（一度は不起訴になったが検察審査会の不起訴不当の議決を受け、在宅起訴）に罰金25万円（求刑懲役1年6月）の判決言渡し 酒酔い運転の幫助に限定
- (6) 平成 20 年 11 月 12 日 約5時間にわたりビールや焼酎を飲み、時速100km以上で運転。対向車2台に衝突し、2人死亡、6名に重軽傷を負わせた男に対して、危険運転を認定（さいたま地裁）

### 第4 危険運転致死傷罪の現局面での問題点

- (1) 尼崎飲酒3人死亡事故（長時間飲酒後、ワゴン車を運転し県道脇を歩行中の歩行者をはねて即死させ、さらにタクシーと衝突し運転手と乗客を死亡させた事故）の判決言渡し（H19.12.20）  
 「危険運転致死傷罪」適用 懲役23年（過去最も重い量刑）
- (2) 愛知飲酒4人死亡事故（飲酒運転でタクシーに衝突し、6人を死傷させた事故）の控訴審判決言渡し（H19.12.25）  
 一審の懲役6年（業務上過失致死傷罪）を破棄  
 「危険運転致死傷罪」適用 懲役18年（上告中）
- (3) 福岡3幼児死亡事故（追突されたRV車が海に転落し幼児3人が死亡）  
 <一審の判決（H20.1.8言渡）>  
 「危険運転致死傷罪」適用せず  
 高度な酩酊状態ではない。  
 アルコールの影響で正常な運転が困難な状態だったとは認められない。  
 危険運転成立のハードル高い！  
 業務上過失致死傷の併合罪では最高刑の懲役7年6月を言渡し（求刑懲役25年）  
 <控訴審の判決（H21.5.15言渡）>

「危険運転致死傷罪」適用

脇見ではなく、飲酒の影響で前方を認識できなかったと指摘し、懲役20年を言渡し

資料7

<悪質なひき逃げ続発 厳罰化 抑止効果薄い>

- (1)平成20年10月21日 大阪市北区で会社員をはね、大阪市福島区まで約2.9キロ引きずり会社員は死亡。無免許で酒を飲み、執行猶予中だったため逃げた。  
殺人罪と自動車運転過失傷害、道交法違反(ひき逃げ)などで起訴  
飲酒量の裏づけできず酒気帯び運転での起訴は見送り
- (2)平成20年11月16日 新聞配達少年(16歳)が軽ワゴン車にはねられ、富田林から河内長野まで約6.6キロ引きずり少年は死亡。飲酒運転だったため逃げた。  
殺人罪と道交法違反(ひき逃げ、酒気帯び)で起訴  
ひき逃げる動機=気づかなかった、気が動転した、飲酒運転だった 怖くなった 車検切れだったなど  
飲酒立件 量の特定で差あり(逃げ得を許すな)

## 第5章 共済とコンプライアンス

### 第1 コンプライアンスとは(『実務企業統治・コンプライアンス講義』20頁)

#### 1 コンプライアンスとは?

= 企業の社会的責任(CSR)の一貫

形式的な「法令遵守」から「法令や社会規範の遵守、倫理的で誠実な企業の活動、そのための企業内における体制の整備」というより広い概念に。

定義「いわゆる法令遵守はもとより、社会の構成員としての企業人、社会人として求められる価値観・倫理観によって誠実に行動すること、それを通して構成かつ適切な経営を実現し、市民社会との調和をはかり、企業を創造的に発展させていくこと」

#### 2. コンプライアンスの必要性

企業不祥事の多発  
企業行動に対する社会意識の変化  
企業における危険意識の増大  
社会的責任を果たす企業に対する評価の向上  
行政等による事前規制の見直し

#### 3. 日本のコンプライアンスについての問題意識(同書2頁)

日本企業のコンプライアンス体制は確立したか  
コンプライアンスの実現にもっとも重い責任を負うのは経営者である  
コンプライアンスとは制度を整えることではない  
コーポレートガバナンスとコンプライアンス

#### 4. コンプライアンスをめぐる誤解(同書25頁)

コンプライアンスは、収益性の要請と矛盾する?  
コンプライアンスは、経営資源の浪費につながる?  
コンプライアンスは、取締役にとっての安全弁にすぎない?  
コンプライアンスは、「事なかれ主義」につながる?

### 第2 コーポレートガバナンスとは

#### 1 その意義

コーポレートガバナンス(企業統治)とは「株主が経営者の行動を規律すること」

#### 2 コーポレートガバナンスをめぐる論点

経営者支配と株主利益の保護  
米国におけるコーポレートガバナンス論  
企業不祥事の防止という視点  
企業の収益性・競争力の強化という視点

### 第3 企業・自治体の不祥事とコンプライアンス

#### 1. 企業・自治体の不祥事

- 大和銀行代表訴訟事件判決(2000年6月)
- 雪印食品、BSE対策事業で輸入肉を国産と偽装して申請(2002年2月)
- 西武鉄道、総会屋に対する利益供与事件(2004年3月)
- 三菱ふそう、車輪脱落事故を契機に大型車の欠陥隠し問題が発覚(2004年5月)
- カネボウ、旧役人による粉飾決算や不正な裏金捻出等を公表(中央青山監査法人)(2004年10月)
- 松下電器、石油温風機事故(2005年11月)
- ライブドア事件(港陽監査法人)(2006年1月)
- 村上ファンド事件(2006年6月)
  - c f . エンロン事件と企業改革法(アメリカ)
    - 粉飾決算
    - 幹部が不正に関与し多額の利益
    - 監査法人も司法妨害で有罪
    - 会計監査人が監査とコンサル業務の兼務禁止
    - 証券取引委員会への定期報告資料にCEO、CFOの宣誓
    - 罰則の強化(最長20年)

#### 2. 近時の不祥事

- 大阪旧芦原病院不正支出事件【補助金等不正支出】(2006年4月)
  - 05年12月、芦原病院は民事再生申立て
- パロマ、湯沸器不正改造問題(2006年7月)
- ソニー、ノートパソコン用電池発火問題(2006年8月)
- 大阪トヨタ、中古車架空販売(2006年9月)
- 福島下水道工事談合事件【官製談合】(2006年9月)
- 和歌山トンネル工事談合事件【官製談合】(2006年10月)
- 名古屋移植腎臓廃棄問題(社会保険中京病院)【医療ミス】(2006年10月)
- 不二家の消費期限切れの材料を使用(2007年1月)
- ミートホープの牛肉ミンチの品質表示偽装事件(2007年6月)
- 石屋製菓(白い恋人)の賞味期限偽装(2007年8月)
- 船場吉兆の賞味期限切れ商品の販売+客の食べ残しの使い回し
- 赤福の賞味期限偽装(2007年10月)
- 比内鶏の産地偽装(2007年10月)
- マクドナルドの賞味期限切れ商品の販売(2007年11月)
- 建材性能偽装+大臣認定不正取得 ニチアス、東洋ゴム工業など(2007年11月)
- 再生紙の古紙配合率偽装 王子製紙、大王製紙など(2008年1月)
- 野村證券 社員が関与したインサイダー取引(2008年4月)
- コクヨ、子会社コクヨファニチャーの架空取引(2008年4月)
- 比内鶏産地偽装事件(2008年5月)
- 丸明飛騨牛偽装事件(2008年6月)
- 21 魚秀・神港魚類、中国産うなぎを一色産と偽装(2008年6月)
- 22 グッドウィル日雇い二重派遣問題(2008年6月)
- 23 三笠フーズ汚染米転売問題(2008年9月)

#### 3. 最近の大きな不祥事

- トヨタ自動車の大規模リコール(2009年~2010年)
  - 「アクセルペダルの戻りが悪い」という苦情 集団訴訟の動きも
  - 豊田章男社長の英語での謝罪会見
  - その後運転ミスだったことが判明?
  - トヨタたたき?
- 日本郵政顧客情報11万件紛失、全国105カ所(2010年7月)
  - 全国98の郵便局とゆうちょ銀行7店で、顧客情報約11万件的紛失が見つかったと発表
  - 郵政民営化(小泉・竹中改革)とその逆行(亀井静香路線)との絡みは?

日本振興銀行の銀行法違反（検査忌避）容疑で木村剛前会長を逮捕（2010年7月）

竹中平蔵のブレイン、改革の旗頭がなぜ？

2009年6月の金融庁の立入り検査の際、木村会長の指示のもと、検査対象の電子メール280通をサーバーから意図的に削除し、検査官に対し「メールは担当者の過失で消えた」などと虚偽の説明をして検査を妨害した疑い。

#### 4. 不祥事はなぜ起こるのか

企業人の意識の閉鎖性  
日本的経営システムの限界  
トップマネジメントの指導力不足  
法律解釈の変遷  
自由で透明な市場に対する国民の渴望

#### 5. 防止策

意識改革の必要性  
隠蔽体質の除去  
原因の究明と再発防止への努力  
管理・監視体制の整備  
開かれた組織の必要性

#### 6. コンプライアンスをめぐる現在の状況

企業を見る社会の眼は厳しさを増している  
ステークホルダー（利害関係者）と企業との関係も変化している  
企業にとってのコンプライアンス上のリスクは著しく増大している  
トヨタリコール問題を見ると、問題はもっと複雑？

#### 7. 飲酒運転と懲戒解雇（就業規則で明文化することの可否）——

資料8

第4 CSRとは 『現代法律実務の諸問題 平成17年度研修版』1073頁)

##### 1 今のトレンドはCSR？

CSR (Corporate Social Responsibility) = 企業の社会的責任

##### 2 コンプライアンスの三種の神器

コンプライアンスマニュアル  
コンプライアンスオフィサー（責任者）をセットして完了・・・  
コンプライアンスホットライン（通報体制） それだけでは「仏つくって魂いれず」

##### 3 CSRはコンプライアンスをきちんとしたうえでの次のテーマ（その逆はありえない）

##### 4 ステークホルダーの拡大、グローバル化

ステークホルダーとは、株主、投資家、従業員、取引先、顧客など企業と利害関係を有する者の総称

さらに「地域」や「社会」も広い意味でのステークホルダーに含まれる。

## 第6章 映画から学ぶ人間あれこれ（総論）

### 第1 私と映画

1. 小学時代（1955～61年） 『にあんちゃん』（59年）
2. 中学・高校時代（1961～67年）  
3本立て55円（洋画+日活）  
学校推薦（『ベン・ハー』など） 試写会時々
3. 大学時代（1967～71年）  
時々、名画座系（3本立て150円？）  
日活ロマンポルノ
4. 司法修習生 深夜映画+ビデオ数台（年未年始）

5. 超多忙時代
6. 自社ビル移転、ホームページ開設(2000~10年)  
映画評論執筆開始  
今年年間300本『シネマ1~24』出版  
・『シネマルーム5・17』 中国映画66本+83本  
・『シネマルーム8・19』 韓国映画22本+27本
7. 私が映画が好きな理由・・・?
8. 映画検定 キネマ旬報社・キネマ旬報映画総合研究所主催
  - ・『「映画検定」公式テキストブック』
  - ・『「映画検定」公式問題集』
  - ・4級合格(06年7月)
  - ・3級合格(07年1月)

資料9の1、2

## 第2 私の1本・私のベスト5

1. 私の1本 『サウンド・オブ・ミュージック』(高3)
2. 私のベスト5  
洋画
  - 『風と共に去りぬ』(39年)
  - 『ウエスト・サイド物語』(61年)
  - 『卒業』(67年)
  - 『太陽がいっぱい』(59年)
  - 『さらば、わが愛/霸王別姫』(93年)
 邦画
  - 『砂の器』(74年)
  - 『幸福の黄色いハンカチ』(77年)
  - 『人間の條件』(59~61年)
  - 『蒲田行進曲』(82年)
  - 『誰も知らない』(04年)

資料10

## 第3 坂和流なぜ?なぜ?なぜ?

1. なぜ映画が面白いのか?  
人間の本性に迫る、 人生の縮図、 知らないことを体験、 歴史や恋愛の勉強、 夢と希望、 元気の素
2. なぜ映画評論を書くか  
書かないと忘れる、 書くことによって感動を記録、 他者との議論のネタ、 読者にも夢と希望と元気を与える
3. 映画から何を学ぶ?  
人の生き方、 恋のやり方、 歴史、 法律、 医学、 その他
4. 何が好きか?  
人それぞれ、 必ず好きなジャンルあり
5. 映画評論の何が面白いのか?  
映画の話題は老若男女に共通  
人間の本性に早く迫れる。本性が早く見れる、 異なる意見、 見方、 感性を知る
6. こだわりがわかる!  
私のこだわりは? あなたのこだわりは? 面白い人がたくさん・・・

## 第4 坂和流映画評論の特徴(ユニーク性)

1. 弁護士の視点  
法廷のあり方、 各種の法律上のテーマ、 その他(危機管理のシステム)
2. 都市法政策の講義、 都市問題の実践からみる視点  
都市・住宅政策、 公害
3. 歴史大好き人間の視点  
中国、 韓国、 ヨーロッパ中世
4. 文学大好きな視点

5. 戦争映画検討の視点
6. 日本人論構築の視点（西欧や中国との対比）
7. 恋愛大好き、ピュアな少年の視点（？）
8. エロおやじの視点
9. 時事問題検討の視点

## 第7章 映画から学ぶ人間あれこれ（各論）

### 第1 映画から学ぶ示談交渉

- (1) ヤクザ対策・・・『ミンボーの女』
- (2) 交渉力・・・『交渉人』(98年) 『ブルーフ・オブ・ライフ』(00年)  
『ホステージ』(05年) 『交渉人真下正義』(05年)
- (3) 保険金請求・・・『疑惑』(82年) 『黒い家』(07年)

### 第2 映画から学ぶ裁判

#### 1. 陪審映画あれこれ

- (1) アメリカの陪審制度
  - ・『十二人の怒れる男』(57年)
  - ・『アラバマ物語』(62年)
  - ・『ニューオーリンズ・トライアル』(03年)(産経04.2/13)
- (2) 日本の裁判員制度
  - ・『12人の優しい日本人』(91年)
  - ・『裁判員 決めるのはあなた』(03年)(シネマ3、330頁)
- (3) これはショック、  
ロシア版『12人の怒れる男』(07年)(シネマ21、215頁)(日日08.9/6)

資料11、産経1

#### 2. 法廷モノ・弁護士モノ映画あれこれ

- (1) アメリカ
  - ・『ザ・ファーム 法律事務所』(93年)
  - ・『依頼人』(94年)
  - ・『レインメーカー』(97年)
  - ・『エリン・プロコピッチ』(00年)(シネマ1、36頁)
  - ・『ジャスティス』(02年)(シネマ2、194頁)
  - ・『フィクサー』(07年)(シネマ19、238頁)(日日08.4/12)
- (2) 日本
  - ・『事件』(78年)(シネマ10、52頁)
  - ・『疑惑』(82年)(シネマ10、33頁)
  - ・『それでもボクはやってない』(06年)(シネマ14、74頁)(産経07.1/19)
  - ・『HERO』(07年)(シネマ16、151頁)

日日1

日日2

産経2

#### 3. 死刑映画あれこれ

- (1) 死刑制度・廃止論
  - ・『ザ・ハリケーン』(99年)(シネマ1、41頁)
  - ・『ライフ・オブ・デビット・ゲイル』(03年)(シネマ1、38頁)
- (2) 死刑囚と看守
  - ・『グリーンマイル』(99年)(シネマ1、34頁)
  - ・『チョコレート』(01年)(シネマ2、43頁)
- (3) 死刑囚との面会
  - ・『私たちの幸せな時間』(06年)(シネマ13、99頁)
  - ・『プレス(息/BREATH)』(07年)(シネマ19、61頁)(日日08.5/31)
  - ・『接吻』(06年)(シネマ20、126頁)
- (4) 刑務官
  - ・『13階段』(03年)(シネマ2、220頁)
  - ・『休暇』(08年)(シネマ20、142頁)(日日08.6/7)

#### 4. 映画からみる法律上の論点あれこれ

- (1) 保険金詐欺
  - ・『黒い家』(99年)(シネマ1、87頁)
  - ・『黒い家』(07年)(韓国映画)(シネマ19、88頁)(日日08.4/19)

日日3、4、5

- (2) 二重処罰の禁止
  - ・『ダブル・ジョパディー』(99年)(シネマ1、38頁)
- (3) 加害者家族の保護
  - ・『誰も守ってくれない』(08年)(シネマ22、258頁)

## 第2 映画から学ぶ医療 医療と裁判の接点

1. 医療従事者必見の映画
  - ・『白い巨塔』(66年)
  - ・『ブラック・ジャック』
  - ・『パッチ・アダムス』(98年)
  - ・『チーム・バチスタの栄光』(08年)(シネマ18、129頁)(日日08.2/15)
  - ・『ジェネラル・ルージュの凱旋』(09年) — 日日6
  - ・『わるいやつら』(80年)(シネマ10、22頁)
  - ・『背徳のメス』(61年)(シネマ10、45頁)
2. 安楽死・尊厳死
  - ・『ミリオンダラー・ベイビー』(04年)(シネマ8、212頁)
  - ・『海を飛ぶ夢』(04年)(シネマ7、197頁)(産経05.3/25) — 産経3
3. 医療保険制度
  - ・『ジョンQ』(02年)(シネマ2、137頁)
  - ・『シッコ』(07年)(シネマ15、269頁)
  - ・NHK大河ドラマ『いのち』(86年) 三田佳子主演
4. 優生保護法 人工妊娠中絶
  - ・『ヴェラ・ドレイク』(04年)(シネマ8、335頁)(産経05.8/30)
5. 心神喪失・心神耗弱(鑑定) — 産経4
  - ・『39 刑法三十九条』(99年)(シネマ1、86頁)
  - ・『美しすぎる母』(07年)(シネマ19、369頁)
6. 認知症・成年後見制度
  - ・『きみに読む物語』(04年)(シネマ112頁)
  - ・『私の頭の中の消しゴム』(04年)(シネマ9、137頁)
  - ・『そうかもしれない』(05年)(シネマ12、343頁)
  - ・『博士の愛した数式』(06年)(シネマ10、177頁)
  - ・『明日の記憶』(06年)(シネマ10、172頁)
  - ・『アウェイ・フロム・ハー 君を想う』(06年)(シネマ20、82頁)
7. クローン人間
  - ・『アダムー神の使い 悪魔の子ー』(04年)(シネマ12、108頁)
  - ・『アイランド』(05年)(シネマ8、136頁)
  - ・『バイオハザード 』(07年)(シネマ16、423頁)
8. 臓器移植 — 資料12の1~4
  - ・『闇の子供たち』(08年)(シネマ20、153頁)(日日08.8/2)
  - ・『孤高のメス』(10年)
  - ・『私の中のあなた』 — 日日7

## 第3 映画から学ぶ飲酒運転・ひき逃げ

- 1 『0(ゼロ)からの風』(07年)(シネマ15 214頁) — 資料13

### (みどころ)

7月3日の交通事故に関する講演会のネタを兼ねて、この問題提起作をしっかりと鑑賞！  
 2001年の危険運転致死傷罪の創設は、19歳の一人息子を奪われた母親の行動から……。他人ゴトには我関せずの風潮が蔓延する中、やはり社会を変えるには行動しなくっちゃ……。そしてまた、商業映画を楽しむのいいが、飲酒運転・暴走運転撲滅のため、たまには広い社会的視点からこういう映画を応援しなくっちゃ……。  
 (坂和総合法律事務所のホームページより抜粋)

- 2 『帰らない日々』(07年)(シネマ20 133頁)(日日08.8/23)

### (あらすじ)

大学教授のイーサンは息子をひき逃げ事故で失う。妻のグレース、娘のエマそれぞれが事故

は自分の責任だと思い込み、哀しさのあまり家族の心は離ればなれに。犯人探しは遅々として進まず、父親は弁護士に調査を依頼するが、事件を担当する弁護士(ドワイト)こそ犯人だった。

加害者 弁護士、妻とは離婚 息子が一人 息子とともにレッドソックスファン。

週一度の面接日を利用して野球観戦。息子を母親のもとに送り届ける途中の事故

ひき逃げ・・・「状況からすれば10年」「たった10年・・・？」

被害者の悲劇・・・ 遺族 被害者 看護者

加害者の悲劇・・・再三自首しようとしたが、弁護士だったため信用されず。

クライマックス・・・イーサンVSドワイト 銃社会

### (みどころ)

ひき逃げにより最愛の息子を失った家族を襲う悲劇とは・・・？そして、調査を依頼した弁護士が、ひき逃げ犯だと知ったら・・・？そんなすごい設定の中で提示される、被害者側のみならず加害者側の苦悩を味わう中で、交通事故撲滅への決意を固めたい。私は弁護士としてのそんな視点からこの映画を鑑賞し、講義用のネタ・教材として使うことを決めたが、さてその効用は・・・？(坂和総合法律事務所のホームページより抜粋)

## 第4 映画から学ぶ専門家の役割・偽装国家からの脱却

資料15の1、2

(1) 『不撓不屈』(06年)(シネマ11 205頁)(産経06.6/9)

c f . 公認会計士 中央青山監査法人(カネボウ) 湊陽監査法人(ライブドア)  
建築士 姉齒元一級建築士(耐震強度偽装問題)

(2) 企業戦士

『金融腐蝕列島・呪縛』(99年)

『CEO(最高経営責任者)』(02年)

資料16、17、18

『燃ゆるとき』(06年)

『沈まぬ太陽』(09年)(日日09.10/17)

日日8

『エンロン』(05年・アメリカ)

c f 「運び屋」・・・『トランスפורター』(02年)『トランスפורター2』(05年)  
ルール 契約厳守、ルール 名前は聞かない、ルール 依頼品は開けない

## 第5 映画から学ぶ人間の心情

(1) 交通事故による人生の転換

『21グラム』(03年) 『クライモリ』(03年) 『シービスケット』(03年)

『忘れえぬ想い』(03年) 『50回目のファーストキス』(04年)

『四月の雪』(05年) 『サッド・ムービー』(05年) 『連理の枝』(06年)

『絶対の愛』(06年) 『幸福な食卓』(07年) 『天国は待ってくれる』(07年)

(2) 映画から学ぶ公と私

『プライベート・ライアン』(98年)(法苑120号)

『梟の城』(99年)(法苑120号)

(3) 映画から学ぶ挫折・再生・孤独・不条理 e t c

日日9~16

『ある愛の風景』(日日07.12/28)

『罪とか罰とか』(日日09.2/28)

『愛のむきだし』(日日09.3/7)

『クリーン』(日日09.9/26)

『空気人形』(日日09.10/3)

『アンナと過ごした4日間』(日日09.10/31)

『ブラック会社に勤めてるんだが、もう俺は限界かもしれない』(日日09.11/21)

『ぼくの大切なともだち』(日日08.6/28)

## 第6 映画から学ぶあれこれ(その他)

### 1 映画から学ぶコンプライアンス

(1) 『金融腐蝕列島・呪縛』(99年)(法苑119号)

(2) 『CEO(最高経営責任者)』(02年)(シネマ17 335頁)

(3) 『エンロン』(05年)(シネマ12 378頁)

## 2 映画から学ぶ公務員改革

- (1) 『県庁の星』(05年)(シネマ10 160頁)(産経06.3/3)  
(2) 『歓喜の歌』(07年)(日日08.2/1)(日日08.2/1)

産経5

日日17

## 3 映画から学ぶ藩政改革(政治改革と財政改革)VS日本国(小泉改革)、大阪府(橋下改革)

- (1) 『椿三十郎』(06年・日本)(シネマ16 27頁)  
黒澤明監督の『椿三十郎』(62年)のリメイク  
(2) 『山桜』(08年・日本)

## 4 映画から学ぶ企業内セクハラ防止策

- (1) 『燃ゆるとき』(06年)(シネマ9 196頁)  
(2) 『スタンドアップ』(05年)(シネマ9 186頁)

## 5 映画から学ぶヘッドハンティング・新人教育

- (1) 『ヘッドハンター』(04年)(シネマ9 211頁)  
(2) 『リクルート』(03年)(シネマ4 111頁)  
(3) 『スパイ・ゲーム』(01年)(シネマ1 23頁)  
(4) 『ハンテッド(THE HUNTED)』(03年)(シネマ3 216頁)

## 6 映画から学ぶ武器商人 儲ければいいのか、武器商人は?

- (1) 『DOMINO』(05年)(シネマ9 216頁)  
(2) 『ロード・オブ・ウォー』(05年)(シネマ9 204頁)

## 7 映画から学ぶ危機管理

- (1) 『宣戦布告』(01年)(シネマ2 207頁)  
(2) 『日本沈没』(06年)(シネマ11 50頁)(VS 『ポセイドン』(06年))

# 第8章 弁護士あれこれ、法律あれこれ

## 第1 弁護士あれこれ

### 1 司法改革

#### (1) 弁護士増員問題

1990年までは司法試験合格者は年間約500名  
1990年以降600 1000 1500 3000と増員の予定  
しかし、1500名でストップ

#### (2) 弁護士の就職難はここまで深刻

- 昔 ボス弁・イソ弁、
- その後、パートナー弁・アソシエイト(勤務弁護士)
- 現在 ノキ弁、ソクドク(即時独立)  
弁護士急増のため、新米弁護士は就職先なし、仕事なし

### 2 法科大学院も深刻な状況

新司法試験の合格率は下落の一方

(当初の見込みは7、8割合格 2010年頃には年間3,000人合格)

06年 48%(合格者1009名/受験者2091名)

07年 40%(合格者1851名/受験者4607名)

08年 33%(合格者2065名/受験者6261名)

09年 27.6%(合格者2043名/受験者7392名)

姫路獨協大学法科大学院は2011年度以降の院生募集を停止する  
質の低下 淘汰(統廃合)は不可欠

資料19

### 3 司法修習生の給費制廃止(2010年11月)

司法試験に合格して司法修習を受ける1年間、修習生は公務員と同様の身分が保障され、給与が支払われる。裁判所法の改正で2010年11月から給費制は廃止され、月額18~28万円の貸与制になる。返済は修習が終了した5年後から10年間。修習生には専念義務が課され、

アルバイトは禁止されている。

現在弁護士が維持を訴える活動を展開

新人弁護士や修習生が全国組織を設立

背景には、新人弁護士の半数以上が法科大学院の奨学金などで平均300万の借金、一部は弁護士になってもほとんど収入がない実態がある

### 3 交通事故の損害賠償の処理の難しさ

(1) しゃべり弁VS書き弁 (2) 書面書き能力+証人尋問能力 (3) 依頼者の説得力

(4) ややこしい相手方との交渉能力

### 4 裁判員制度施行1年 現状と課題

2009年5月21日施行

2009年8月3日東京地裁で第1号事件

2010年3月2日鳥取地裁 無期懲役の判決

2010年6月22日千葉地裁での覚醒剤密輸事件 初の全面無罪判決

1年目 計142件、828人が裁判員となった

## 第2 法律的なものの考え方アラカルト

### 1 証拠による事実認定

「水を入れたコップがある。ここに葉っぱを入れたら浮き、石を入れたら沈む」という言い方は正しいか？

### 2 「疑わしきは罰せず」の考え方とオウム事件

### 3 「少年法の理念」と近時の少年による凶悪犯罪

### 4 陪審制と裁判員制度

(1) 市民の義務 市民から選ばれた陪審員・裁判員(裁判員は無作為に抽出された素人)

(2) 法廷での証拠のみに基づいて判断

(3) 職業裁判官との優劣

### 5 被害者参加制度

### 6 損害賠償命令制度

以上